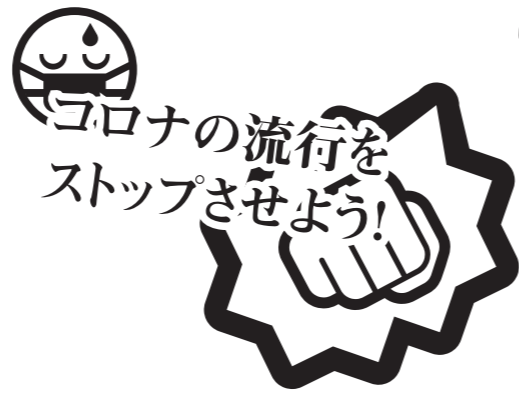


# 新型コロナウイルス対策特別版 第1号 (令和2年4月10日発行)

## 広報 ときがわ

かわらばん 版



### 町内一丸となってコロナの流行をストップ

新型コロナウイルスの感染拡大防止につきまして、町民の皆様には日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。このウイルスは世界各国や国内全域で感染が拡大しており、埼玉県内においても日を追うごとに感染者が増加しています。町民の皆様には、新型コロナウイルスに関する正確な情報にご留意いただき、冷静な判断のもと行動していただきますようお願いいたします。

本町では、3月13日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、関係機関とともに感染防止に取り組んでいます。4月7日には『緊急事態宣言』が埼玉県にも発令されたため、より一層の対策強化が必要となりました。そこで、役場機能を停止させないため、皆様になるべくご迷惑をかけない範囲で業務の一部縮小や施設の休止を行うこととさせていただきますのでご理解をお願いします。

4月は年度の変り目ですので、地域において様々な集まりが計画されていると思いますが、外出を控え、人と人との接触をできるだけ減らしていくことが、今私たちにできる最も有効な手段であり、これには皆様の協力が不可欠です。町内一丸となってコロナの流行をストップさせましょう！

ときがわ町長 渡邊 一美

- 1 全戸に郵送した健康観察記録用紙に記録をしましょう。
- 2 自治会や各種団体の総会などの開催にあたっては、中止や延期、書面での評決などの工夫をお願いします。
- 3 開催する場合には、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件が同時に重なるような集まりは避けるよう行動してください。
- 4 数名以上の会食で感染が広まった事例も報告されていますので、集まりの前後の懇親会などはぜひ控えてください。集会所や自宅などでの開催についても同様に控えてください。
- 5 日常生活においては、手洗い、咳エチケットについて徹底してください。

### 新型コロナウイルスの影響による役場関連の情報 (令和2年4月10日現在)

#### 役場業務

本庁舎・第二庁舎ともに開庁  
(水道課の土日祝祭日の料金収受窓口は休止)

職員の感染による役場機能の停止を防ぐ対策として、交代勤務を行っているため、担当職員不在が多くなっています。また、来庁された方同士の感染の可能性もあることから、お急ぎの手続き以外ご来庁をなるべくお控えください。各種相談の際は事前にお電話でご確認の上、ご来庁くださるようお願いいたします。 **ときがわ町役場 ☎ 65-1521 (代)**

#### 施設

##### 当分の間利用休止

※予約も不可

- ・都幾川公民館 (図書室含む)
- ・文化センター
- ・健康広場館
- ・玉川トレーニングセンター
- ・西平運動場 (テニスコート含む)
- ・小中学校運動場・体育館
- ・子育て支援センターたまがわ
- ・建具会館加工所
- ・玉川公民館
- ・町立図書館
- ・体育センター
- ・玉川運動場
- ・本郷第1球場 (夜間照明含む)
- ・本郷第2球場
- ・親水公園グラウンドゴルフ場
- ・活き生き活動センター

##### 当分の間営業自粛

- ・やすらぎの家
- ・くぬぎむら体験交流館
- ・川の広場バーベキュー場
- ・いこいの里大附
- ・木のむらキャンプ場
- ・星と緑の創造センター

### 新型コロナウイルスに関する支援内容 (令和2年4月10日現在)

#### 住民の方への支援

詳細については裏面をご覧ください。

- ・地方税の猶予 …………… ①
- ・浄化槽使用料の猶予 …………… ②
- ・水道料金の猶予 …………… ③
- ・休業者・失業者へ貸付 …………… ④

#### 学校

町立小中学校の臨時休校は、5月6日(水)まで延長します。

#### イベント

##### 中止

- ・ときがわ町ワンデーウォーク
- ・さと山まつり
- ・釣り交流会
- ・星空観望会 (4月中、5月は未定)
- ・花菖蒲まつり

#### サービス

##### 休止中

- ・温泉利用補助券
- ・せせらぎホール内レンタサイクル

#### 事業者の方への支援

詳細については裏面またはHPをご覧ください。

コロナの最新情報も随時配信！  
**防災情報配信サービスへ  
ぜひ登録を**

◆登録方法は

**t-tokigawa@sg-m.jp**

へ空メール

**37.5度以上の発熱が4日間以上続いた場合は、  
埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターへ！**

**☎ 0570-783-770**

## 住民の方への支援

### ① 地方税 における 猶予制度

令和2年4月以降に納期を迎える町税等を納付することが困難な場合に猶予（納期限の延長）を認められる場合があります。まずはお電話でご相談ください。

#### 制度を受けることができる対象例

【災害により財産に相当な損失が生じた場合】  
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合。

【ご本またはご家族が病気にかかった場合】  
納税者ご本人または生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合。

【事業を廃止し、又は休止した場合】  
新型コロナウイルス感染症の影響により、予約キャンセル等が相次いだため、やむを得ず事業を休止、または廃止した場合。

【事業に著しい損失を受けた場合】  
新型コロナウイルス感染症の影響により、予約キャンセル等が相次いだため、事業に著しい損失が生じた場合。

#### 猶予が認められると

- ・原則として、1年の範囲内での分割が認められます。
- ・新たな督促や差押、換価などの滞納処分が行われません。
- ・すでに差押を受けている場合は、申請により差押が解除される場合があります。
- ・猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

#### 担当課（問い合わせ先）

税務課 徴収担当 ☎ 65-0811

### ② 町設置浄化槽使用料の 猶予

対象者からのご相談により町が認める場合、浄化槽使用料の納付を猶予します。

#### 対象

新型コロナウイルス感染症の影響より、一時的に納付困難となった浄化槽使用者

#### 担当課（問い合わせ先）

建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814

### ③ 水道料金の 猶予

対象者からのご相談により町が認める場合、水道料金のお支払いを猶予します。

#### 対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金の支払いに困難を来している方

#### 担当課（問い合わせ先）

水道課 ☎ 65-1555

### ④ 休業者・失業者 への 貸付

#### 【休業者への貸付】

新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施（主に休業された方）。貸付利子は無利子。据置期間は1年、償還期限は2年以内。

#### 対象

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

#### 貸付上限

10万円以内(学校等の休業等の特例 20万円以内)

#### 【失業者への貸付】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業されて生活に困窮された方への、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付（主に失業された方等）。貸付利子は無利子。貸付は原則3か月以内。据置期間は1年、償還期限は10年以内。

#### 対象

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

#### 貸付上限

(二人以上) 月 20万円以内  
(単身) 月 15万円以内

#### 担当課（問い合わせ先）

社会福祉協議会地域福祉担当 ☎ 65-1536  
埼玉県社会福祉協議会生活支援部資金課  
☎ 048-822-1192

## 事業者の方への支援

(詳細は HP をご覧ください)

新型コロナウイルス感染症の影響により受けることができる支援制度のまとめ（町 HP）  
地方税の猶予・資金繰り支援（融資制度・信用保証・セーフティネット貸付・マル経融資）・社会福祉施設への融資・時間外労働等改善助成金（テレワーク新規導入の助成金・特別休暇の規定整備の助成金）  
[https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info\\_id=46478](https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=46478)

#### 中小企業者等相談（町 HP）

[https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info\\_id=46482](https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=46482)

## 新型コロナウイルスに関連するその他のお知らせ

### 体温計寄附のお願い

3月30日(月)に町内全世帯へ、健康観察記録用紙を郵送しました。しかし、現在、体温計の購入が困難な状況により、「自宅に体温計がなくて記録することができない」といった問い合わせを多くいただいています。これに伴い、保健センターでは、各ご家庭で不要の体温計をお持ちの方に、寄付の協力をお願いしています。

◆ 受付場所 ときがわ町保健センター

◆ 今後の予定 体温計を消毒後、感染により重篤な状態になりやすい住民の方から順次配布する予定です。

◆ その他 体温計の種類（実測式、水銀など）は問いません。

#### 担当課（問い合わせ先）

保健センター ☎ 65-1010

### 新型コロナウイルスに関係した家庭ごみの出し方

家庭に感染が疑われる方が発生した場合、家庭ごみを出す際には以下の点を心がけてください。

- ・ごみに直接触れない。
- ・ごみ袋はしっかり縛って封をする。
- ・心配な場合は二重に袋に入れ、ごみを出すこともできます。（ごみをビニール袋に入れ、その袋をさらにもえるごみ収集袋（指定袋）に入れる）
- ・ごみを捨てた後は手を洗う。
- ・ごみのポイ捨ては絶対にしない。

#### 担当課（問い合わせ先）

建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814